愛媛県高等学校等奨学のための給付金(本科新入生に対する4~6月分相当額の前倒し給付)について(周知)

標記について、下記のとおり支援を実施しますのでお知らせします。申請を希望する場合は、**5月13日(金)17時**までに、学生課学生・図書係までご連絡ください。申請に必要な書類をお送りします。

愛媛県高等学校等奨学のための給付金(新入生に対する4~6月分相当額の前倒し給付)

【重要】

- ※ 以下の<u>(1)~(3)全ての要件を満たす</u>場合に、本給付金の対象となります。
 - (1) 令和4年度本科新入生
 - (2) 保護者が愛媛県内に住所を有している。(令和4年4月1日時点)
 - (3) アもしくはイに該当する世帯である
 - ア 保護者全員の<u>令和3年度(令和2年分)</u>所得に係る道府県民税所得割及び市町村民税所得割額の保護者合算額が<u>非課税である世帯</u>(生活保護受給世帯を含

む。)

- イ 令和3年1月から入学日前の間に家計が急変し、申請時においてもその状況 が継続しており、保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額の 保護者合算額が非課税である世帯に相当すると認められる世帯
- ※令和4年度(令和3年)所得に係る道府県民税所得割及び市町村民税所得割額の保護者 合算額も非課税であることが予想され、前倒し給付を申請されない場合は、7月中旬頃 に別途ご案内予定の通常申請にて一括申請することも可能であるためご相談ください。

【担当】

新居浜工業高等専門学校 学生課学生・図書係 畝(うね) TEL 0897-37-7814